

30.2.19

滋 建 指 第 3 9 号

平成 30 年(2018 年) 2 月 15 日

公益社団法人滋賀県建築士会 様

滋賀県土木交通部建築課建築指導室長

(公 印 省 略)

木造住宅の耐震改修補助等の対象となる耐震改修工法の拡大予定について (通知)

平素は、木造住宅耐震改修促進事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件について、平成 30 年度より、木造住宅の耐震改修等補助事業について、補助対象とする耐震改修工法の拡大を行う予定です。また、これに伴い耐震診断員派遣事業および耐震補強案作成事業においても同様に適用できる工法の拡大を行う予定です。

正式には平成 30 年度予算の成立以降に改めて通知しますが、今後耐震改修を予定する住宅の耐震改修設計等への積極的な適用を検討いただくことを目的に情報提供します。

つきましては、誠にお手数ですが、窓口への掲示等により耐震改修を考えておられる方々や耐震関係事業者等に周知いただきますようご協力をお願いします。

また、滋賀県建築課建築指導室のホームページから、別添チラシデータをダウンロードできるようになっていますので、併せてご活用ください。

記

チラシデータ掲載県ホームページアドレス

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kenchiku/kenchikushidoushitu/sumai.html>

(担当)

滋賀県土木交通部建築課建築指導室
住まいの安全対策係 福井

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL:077-528-4262 FAX:077-528-4912

Mail:antai@pref.shiga.lg.jp

※本資料の内容は、平成30年度予算の成立までは確定しません。

平成30年度より補助対象となる木造住宅の耐震改修工法が、 より幅広く認められる予定です！

住宅所有者向け(予定版)

工法例

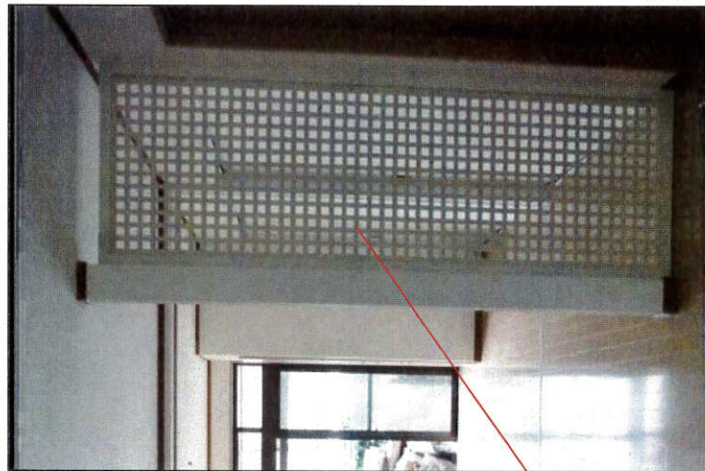


長押

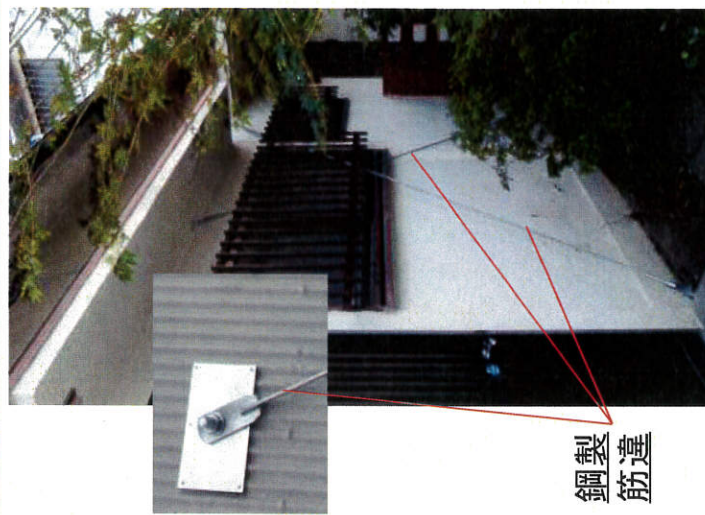
構造用
合板

透光型
耐力壁

安価に補強できるよう、柱と柱の間にある長押(なげし)を解体せずに上下の壁に構造用合板を取付け、壁を補強する事例



採光を確保できるよう、透光型耐力壁を取り付け、補強する事例



鋼製
筋違

内部の解体や家具の移動、広範な外壁の解体がなくて済むよう、外壁面に防錆処理した鋼製筋違を取り付け、補強する事例

※写真は、いずれも愛知建築地震災害軽減システム研究協議会のあいち建築物耐震改修事例コンペより引用

一定規模以上の増改築を行う場合は、一部適用できない工法もありますが、水回りや間仕切り、バリアフリー等のリフォームと同時に耐震改修を行うと、トータルコストや工事期間の縮減を図ることができます。
なお、対象となる住宅の要件、耐震改修工事の要件は現行どおりの予定です。
また、お住まいのある市町により、取扱いが異なる場合があります。

※本資料の内容は、平成30年度予算の成立までは確定しません。

耐震診断員向け(予定版)

滋賀県木造住宅耐震改修補助対象となる耐震改修工法を拡大する予定です！

木造住宅の耐震改修工法にあっては、従来から採用されている在来工法だけでなく新たな工法が提案され、その多くが実用化されていることを踏まえ、平成30年4月より、滋賀県における木造住宅耐震改修補助の対象となる耐震改修工法を次のとおりに改正する予定です。

現行

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法

拡大後(予定)

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法
- ② 国土交通大臣が認定した工法
URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html
- ③ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法
URL <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/evaluation/jisseki.html>
- ④ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法
URL http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/exam.php?type=2
- ⑤ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法
URL <http://www.aichi-gensai.jp/>

対象となる住宅の要件

(現行どおり)

対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすものです。

(従前と変更なし)

- ア 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のももの
エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの
オ 耐震診断の結果、上部構造評価点等が「0.7未満」のもの

留意点

- ・今後1/20を超える増改築の予定がある場合、適用できる工法は原則として上記①または②に限定され、評価等も1.0以上が必要で
- ・住宅のある市町により、取扱いが異なる場合があります。

耐震診断員の皆様へ

この制度改正により、補助金を受けることができる耐震改修工事に、構造性能(強度)や施工性、仕上性、居住性の観点で、従来より安価な工法や現場の実態に即した工法を適用することができる予定です。

特に補強案作成段階において拡大後の工法の適用により、従来では改修設計時より高めに算出される傾向にある補強案の概算費用をより実勢に近づけることができ、住宅所有者の皆様がより耐震化に前向きに検討していただけるのではと考えております。

これに併せて、耐震補強案作成事業業務マニュアルの見直しも予定しています。

なお、各階各方向の評価等は、従来どおり一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」により算出することとする予定です。

※本資料の内容は、平成30年度予算の成立までは確定しません。

耐震設計者等・施工管理者向け(予定版)

滋賀県木造住宅耐震改修補助対象となる耐震改修工法を拡大する予定です！

木造住宅の耐震改修工法にあっては、従来から採用されている在来工法だけでなく新たな工法が提案され、その多くが実用化されていることを踏まえ、平成30年4月より、滋賀県における木造住宅耐震改修補助の対象となる耐震改修工法を次のとおりに改正する予定です。

従前

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法

拡大後(予定)

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法
- ② 国土交通大臣が認定した工法
URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html
- ③ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法
URL <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/evaluation/jisseki.html>
- ④ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法
URL http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/exam.php?type=2
- ⑤ 愛知建築地震害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法
URL <http://www.aichi-gensai.jp/>

対象となる住宅・工事の要件(現行どおり)

対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすものです。

- ア 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもので、木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法、大工等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの
- エ 耐震診断の結果、上部構造評点等が「0.7未満」と診断された住宅で、改修後の評点等を「0.7以上」に改修する工事であること
- カ 設計者・施工者は、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の名簿に登録されていること
- キ 工事または設計の契約前に、市町から補助金の「交付決定」を受けていること

耐震設計者等・施工管理者の皆様へ

この制度改正により、補助金を受けることができる耐震改修工事に、構造性能(強度)や施工性、仕上性、居住性の観点で、従来より安価な工法や現場の実態に即した工法を適用することができるようで、住宅所有者の皆様がより耐震化に前向きに検討していただけるのではと考えております。

なお、各階各方向の評点等は、従来どおり「木造住宅の耐震診断と補強方法」により算出することとする予定です。

また、基準時の1/20または50㎡を超える増改築を行う場合、建築基準法の規定により、既存部分を現行法に適合させる必要があるため適用できる工法は原則として上記①または②に限定される予定で、評点等も1.0以上が必要です。

住宅所有者の意向を踏まえ計画してください。

住宅のある市町により、取扱いが異なる場合があります。